

序章 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランの概要

1-1. 「都市計画マスタープラン」創設の背景

かつて、各自治体の都市計画は、都市全体の土地利用及び都市施設の配置を中心に策定されてきましたが、1990年代に入り、都市の将来像を明らかにすることと併せて、地域で個性ある市街地形成への対応を図ることが重要になってきました。近年では、「地方分権」を背景とした市町村への権限移譲等により、「都市づくり」における市町村の役割が増大しつつあります。

このような背景から、平成4年に改正された「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」において、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」が新たに創設され、市町村ごとにこれを定めることとなりました。

1-2. 「第二次筑紫野市都市計画マスタープラン」策定の背景と目的

平成11年3月に都市計画関連施策の展開を図るための長期的かつ総合的な「都市づくり(都市計画)」の指針として、筑紫野市都市計画マスタープランを策定しました。この計画に基づき、本市における市街地の拡大、大型商業施設の立地、流通業務施設の誘致などの土地利用、交通網の強化、新駅の設置などの交通体系、総合公園、コミュニティセンターなどの公共施設整備等、住みやすい都市とするための様々な都市づくりを進めてきました。

しかしながら、依然として市街地と郊外での利便性の格差、幹線道路における交通渋滞、未整備となっている都市計画道路、市内各所での浸水被害の発生などの問題は解決されておらず、さらに市街地における空き家や低未利用地の増加、郊外住宅地の老朽化、山間部における荒廃地の増加など、新たな問題も生じています。

また、近年の高齢化の進展、価値観の多様化など、本市をとりまく社会・経済情勢は変動しており、市民の生活、産業・経済等各方面において転換期を迎えています。

このようななか、筑紫野市都市計画マスタープランが目標年次の平成27年を迎えたことから、筑紫野市総合計画等との整合を図りつつ、今後およそ20年間の本市における都市づくりの問題・課題について分析し、都市づくりの指針となる将来都市像、土地利用及び交通体系などに関する基本的な方針を確立するとともに、地域別のまちづくり方針などを定めた、新たな「第二次筑紫野市都市計画マスタープラン」を策定することとなりました。

1-3. 「第二次筑紫野市都市計画マスタープラン」の改定(令和8年3月)の概要

第二次筑紫野市都市計画マスタープランは、平成28年3月の策定から10年が経過しました。この間、デジタル社会の形成やカーボンニュートラルの推進、働き方改革など社会経済情勢が急速かつ急激に変化しています。また、福岡県が定める「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)の改定、本市の最上位の計画である「第七次筑紫野市総合計画」など、上位計画・関連計画の策定・改定が行われており、上位計画との整合性を持った計画への見直しが必要です。

「第七次筑紫野市総合計画」においては、「筑紫野市が持続可能なまちであり続けるためには、本市を取り巻く環境や市民のニーズを的確に捉え、スピード感をもって市政に反映する必要があります。」としています。

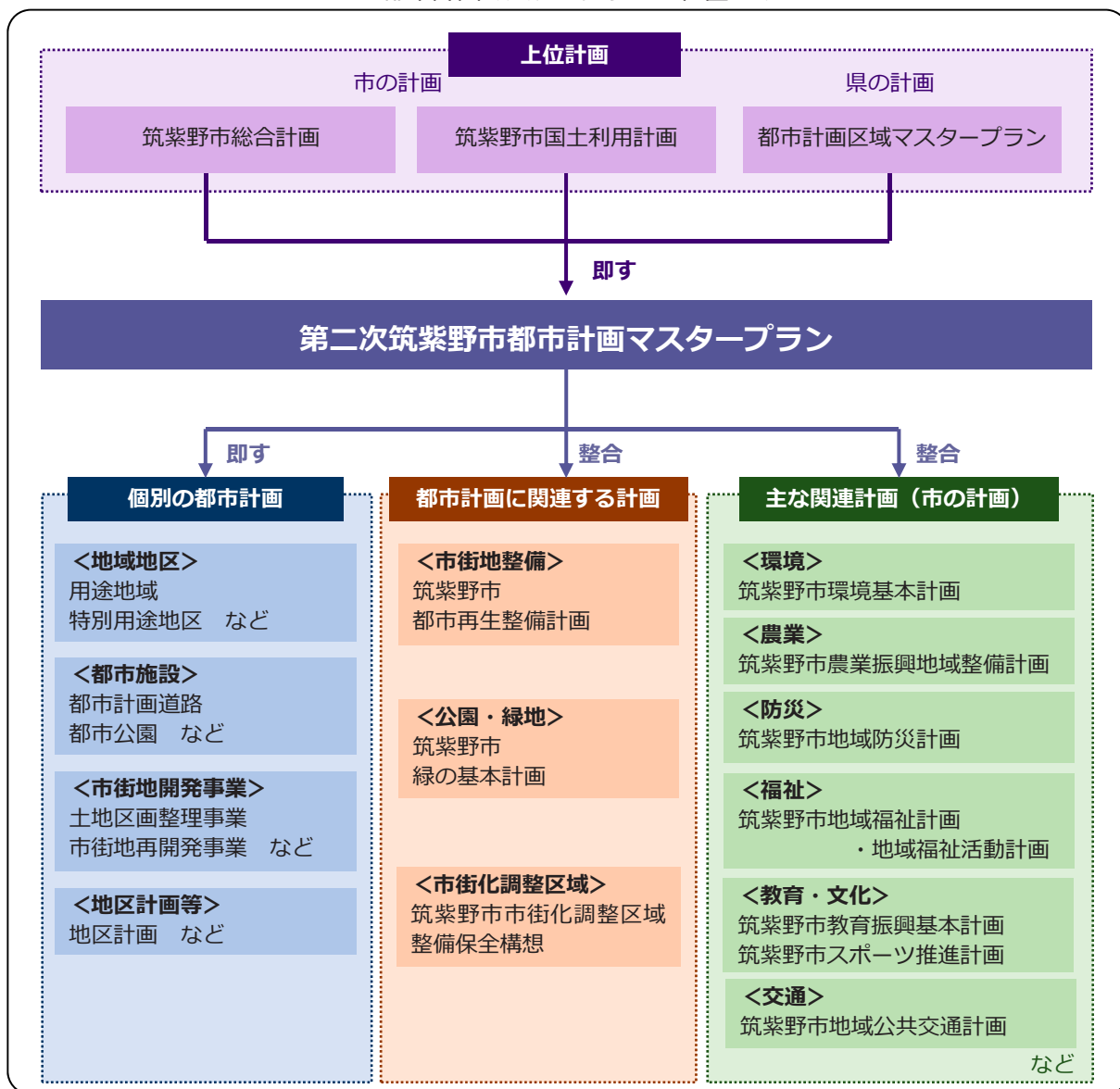
本市における都市づくりの基本方針である「第二次筑紫野市都市計画マスタープラン」においても、将来的な人口減少の予測、少子高齢化の進行、記録的な豪雨による水害など、本市を取り巻く状況や筑紫野市庁舎移転などの変化に対応するため、改定を行うこととしました。なお、改定にあたっては、市民アンケートを実施するとともに、地域コミュニティの意見収集を行いました。

2. 都市計画マスタープランの位置づけと構成

2-1. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、本市の総合行政計画である「筑紫野市総合計画」、市域の土地利用を定める「筑紫野市国土利用計画」、福岡県が定める「都市計画区域マスタープラン」に即すとともに、本市の関連計画との整合性を図りながら定めています。また、地域地区や市街地開発事業などの個別の都市計画は、都市計画マスタープランに即して定められることになっています。

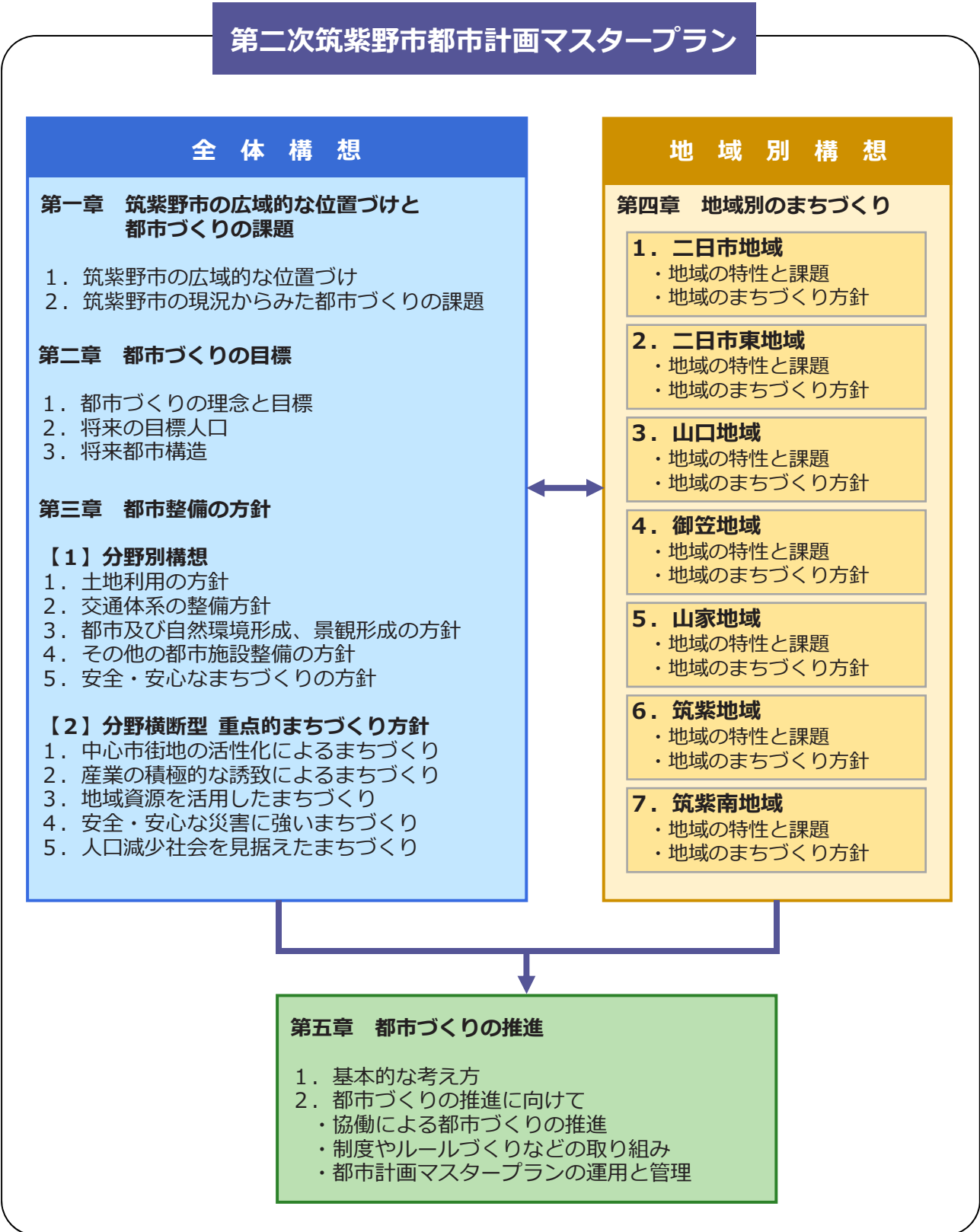
▼都市計画マスタープランの位置づけ



2-2. 都市計画マスタープランの構成

第二次筑紫野市都市計画マスタープランは、市全体の目指すべき都市の将来像を示す「全体構想」と、地域ごとの将来像を示す「地域別構想」などで構成されます。なお、地域別構想については、本計画の策定当初(平成28年3月)時点の地域コミュニティ単位で区分しています。

▼都市計画マスタープランの構成

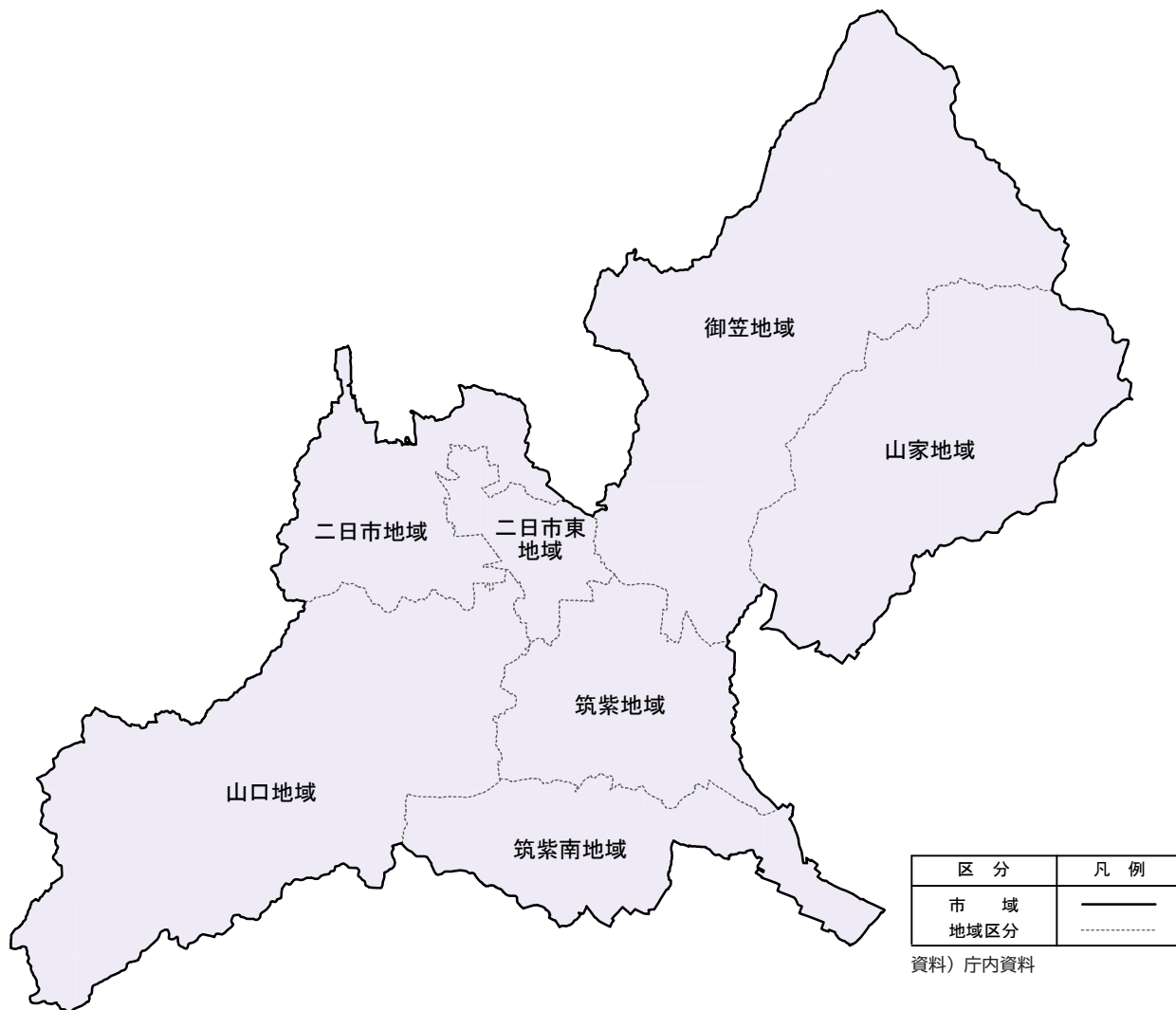


3. 都市計画マスタープランの対象区域と目標年次

3-1. 対象区域

本市の全域を対象区域とします。

▼都市計画マスタープランの対象区域



3-2. 目標年次

目標年次は令和17年(2035年)とします。